

＜＜厚生労働大臣が定める揭示事項＞＞

1. 入院基本料に関する事項

- (1) 当院では「3階病棟」、「4階5階病棟」の2病棟制となっています。
- (2) 3階病棟は、急性期一般入院料6の届出を行っています。
 ※但し、303号室・305号室の特殊疾患病床8床は「特殊疾患入院医療管理料1」で算定します。
 1日3名以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。
 ・9時00分～17時00分までの看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
 ・17時00分～9時00分までの看護職員1人当たりの受け持ち数は13人以内です。
- (3) 4階5階病棟は、地域包括ケア病棟入院料1の届出を行っています。
 1日4名以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。
 ・9時00分～17時00分までの看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
 ・17時00分～9時00分までの看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。

2. 四国厚生支局長への届出事項に関する事項

- (1) 基本診療料の施設基準等
 - ◆急性期一般入院料6 ◆特殊疾患入院医療管理料1 ◆地域包括ケア病棟入院料1
 - ◆機能強化加算 ◆診療録管理体制加算2 ◆重症者等療養環境特別加算
 - ◆感染対策向上加算3 ◆データ提出加算 ◆療養環境加算 ◆後発医薬品使用体制加算1
 - ◆救急医療管理加算 ◆医療DX推進体制整備加算
 - ◆外来・在宅ベースアップ評価料（1） ◆入院ベースアップ評価料31
 - ◆医師事務作業補助体制加算1（75対1補助体制加算）
- (2) 特掲診療料の施設基準等
 - ◆糖尿病合併症管理料 ◆がん治療連携指導料
 - ◆薬剤管理指導料 ◆地域連携診療計画加算
 - ◆持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
 - ◆在宅療養支援病院（別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院）
 - ◆在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 ◆検体検査管理加算（1）
 - ◆持続血糖測定器加算及び皮下連続グルコース測定 ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算
 - ◆CT撮影及びMRI撮影（16列マルチスライスCT）◆脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
 - ◆運動器リハビリテーション料（I）◆呼吸器リハビリテーション料（I）
 - ◆医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術）
 - ◆下肢創傷処置管理料

3. 入院時食事療養に関する事項

当院では「入院時食事療養（I）」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

4. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制、褥瘡対策、意思決定支援、身体的拘束最小化に関する事項

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制、褥瘡対策、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準を満たしております。

5. 入院期間が180日を超える入院に関する基準について

健康保険法の規定により、入院医療の必要性が低い患者様の事情等により長期（180日を超）にわたり入院される場合、患者様の自己の選択に係るものとして、入院料の一部（100分の15相当）を選定療養費として自己負担していただくことになります。

1日につき 2,320円

《180日を超える入院とは》

同じ病気で入院していた期間の日数を合計したものとなり、他の医療機関の入院日数も加算されます。ただし、医療機関を退院した後、①別の病気で入院した場合、②退院してから3ヵ月以上入院しなかった場合、③介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に3ヵ月以上入所（入院）していた場合、④以前の病気が治癒した場合、⑤DPC入院期間などは、以前の入院期間は加算されません。また、難病や重症等の患者様については、選定療養費制度の対象とはなりません。

《入院期間の確認と退院証明書の提出について》

入院時に、過去3ヵ月以内の入院期間の確認のため、患者様若しくはご家族等に「入院履歴申告書」を頂くことになります。また、以前の退院に際して「退院証明書」が発行されている場合はご提出をお願いします。

6. 保険外負担に関する事項

(1) 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱い
(当院では以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。)

①日常生活上のサービスに係る費用

項 目	使用量，利用回数等	ご負担額(税込)
洗たく代	仕上がり状態で 100 グラム	65 円

②公的保険給付とは関係ない文書の発行に係る費用

ア. 証明書代

項 目	ご負担額(税込)
領収証再発行（1 枚につき）	55 円
治癒証明書（学校感染症に係るもの等） 保育所(園)学校提出用	550 円
保育所入所時の証明書	1,100 円
おむつ使用証明書	2,200 円
一般診断書（簡単なもの）	
健康診断書（簡単なもの）	
証明書（簡単なもの）	
肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書	3,300 円
警察用診断書・証明書（簡単なもの）	
意見書（公証役場提出用）	
自動車損害賠償責任保険 明細書	
生命保険加入時の診断書・証明書	5,500 円
特定疾患診断書	
特別児童扶養手当認定診断書	
裁判所用診断書・弁護士会用診断書（複雑なもの）	
自動車損害賠償責任保険 診断書	
死亡診断書（死体検案書）市町村提出用	
身体障害者用診断書	
生命保険用診断書・証明書 （死亡診断書・障害者診断書・疾病診断書を含む）	
年金関係診断書	
変死体（検視）検案書	

イ 診療録の開示手数料

項 目	ご負担額(税込)
カルテ開示手数料	5,500 円
複写（印刷）代金（A4 用紙）1 枚につき	30 円
CD データ作成料	1,100 円
医師との面談（最大 1 時間まで）	(30 分につき) 5,500 円

③その他

項 目	ご負担額(税込)
死後の処置に係わる費用	5,500 円
自動車損害賠償責任保険 口頭によるリサーチ料	5,500 円
生命保険 死亡・障碍・疾病に対する口頭説明	5,500 円
変死体（検視）検案書（別途出張費がかかる場合があります。）	5,500 円

(2) 保険外併用療養費に関する事項

◎選定療養（特別の療養環境の提供）

ー有料室の利用を希望される方はお申し出くださいー

	部屋番号	室料（1 日につき）(税込)
個 室	313 号・315 号・407 号・416 号・417 号	5,500 円
個 室	401 号・408 号・410 号・411 号 412 号・413 号	4,400 円
個 室	306 号・307 号・501 号	3,300 円
二人室	301 号・302 号・405 号・502 号・503 号 505 号・506 号・507 号	1,650 円

紙おむつ代（各種）ご負担額		
種類・サイズ等		1 枚につき(税込)
ライフリー リハビリパンツレギュラー	M	131 円
	L	144 円
	LL	159 円
ライフリー 横モレ安心テープ止め	LL	216 円
ライフリー のびーるフィットテープ止め	S～M	164 円
	L	192 円
ライフリー長時間安心さらさらパッド		135 円
ライフリーー晩中安心さらさらパッドウルトラ		104 円
ライフリーズレずに安心紙パンツ専用尿取りパッド夜		87 円